

# 自転車利用ガイド

放置サイクルZER宣言!

くらしやすい福岡はあなたの「ちゃんと駐輪」からはじまる!

[http://www.chari-angels.com/top\\_index.html](http://www.chari-angels.com/top_index.html)

福岡市が掲げている  
放置自転車をなくす運動のロゴマークです

私たちのまち、福岡。ルールを守って「快適自転車ライフ」

GUIDE 1

## なぜ、放置自転車はイケナイのか？

放置自転車が街にあふれていると、歩行者の邪魔になるばかりでなく、景観上も好ましくありません。「ちょっとだけ」の放置が、みんなの迷惑になります。

放置自転車の迷惑



### 自転車放置禁止区域があります

自転車の放置は禁止されています。特に自転車が放置されることにより、生活環境が阻害される場所を“自転車放置禁止区域”に指定しています。

### 【放置自転車とは】

駐輪場以外の路上や公園など公共の場所に置かれている自転車のことで、少しの時間でも離れてしまったら、それは放置自転車です。

GUIDE 2

## 駐輪場利用のススメ

自転車は環境にやさしい便利な乗り物です。自転車ライフをより楽しくするために、ぜひ活用して欲しいのが駐輪場。商業施設や各鉄道の駅周辺に備えられています。



- 利用料金**
- 1日1回100円
  - 定期券利用の場合(一般) 1か月1,900円

- 短時間無料(3時間以内)を実施している駐輪場
  - 天神駐輪場
  - 西新駅北駐輪場
  - 西新駅南駐輪場
  - きらめき通り駐輪場
  - 西新駅中央駐輪場
  - 西新駅西駐輪場

### なぜ、駐輪場は有料なのか？

利用しやすい場所を確保し駐輪場を建設する費用や管理運営に要する費用の一部を受益者負担の原則で有料化しています。

GUIDE 3

## なんと撤去されたら2,000円の出費

### 放置自転車は撤去されます

放置された自転車は撤去され、市内にある10カ所の保管所に移動します。

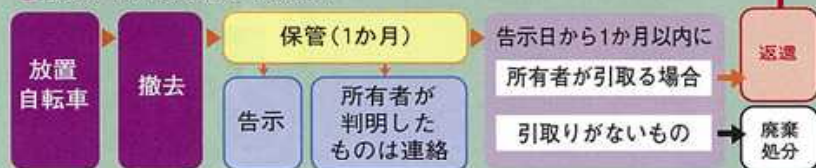


### 自転車を返還してもらうには費用がかかります

放置自転車として移動・保管した場合は、条例に基づき返還時に2,000円を徴収します。

- 返還のために必要なもの
  1. 自転車の利用者であることを証明するもの。(一般的には、カギと身分証明書や返還通知書)
  2. 移動保管料 2,000円
- 受付日時 月～金 / 午後3時から午後7時まで  
土 / 午後1時から午後5時まで  
※閉所日 / 日・祝日、12月29日～1月3日

### ●撤去から廃棄処分までの流れ



※撤去時に鎖の切断を行う場合があります。

# 駐輪場ステーションマップ



●駐輪場や保管所についてのお問い合わせは

区	課	電話番号	FAX番号
東区	維持管理課	645-1062	632-8999
博多区	生活環境課	419-1071	452-6735
中央区	自転車対策推進課	718-1093	714-2141
南区	維持管理課	559-5102	559-5096
城南区	生活環境課	833-4089	822-4095
早良区	生活環境課	833-4342	851-2680
西区	生活環境課	895-7052	882-2137
土木局	自転車対策課	711-4468	733-5591



- 市営有料駐輪場がある駅
- 市営無料駐輪場がある駅
- 保管所名 自転車保管所

## ■知っておこう!! 自転車に関する表示■

■自転車放置禁止区域を表わすマークです



■おしチャリ促進区域

おしチャリ



歩行者の安全のため  
自転車はおして歩きましょう

おしチャリとは、みんなが安心して歩けるよう、人通りが多い歩道では、自転車を押して、人と一緒に歩こうという運動です。

■駐輪場案内板



■路上駐輪場案内板



■放置自転車の移動日・保管場所告知板



放置自転車が移動・保管された年月日と保管期間が表示されています。また、保管場所の地図と返還に必要なものが記載されています。(表面参照)

